配当公告

神奈川県横浜市戸塚区矢部町一四一九番地一
戸塚西パークホームズ壱番館七〇五号
破産者　坂上　好治

右の者に対する東京地方裁判所平成十九年(フ)第六三一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三九、六四八、六九七、五七六円

一、配当することのできる金額
金二七、五二九、五六二円

平成二十一年十一月二十六日
東京都千代田区麹町三丁目一番地一麹町三一ビル五階
破産管財人　弁護士　竹越　健二

配当公告

愛媛県松山市石手白石甲七三番地五、旧住所愛媛県松山市溝辺町乙八番地二四
破産者　笹沼　彦弥

右の者に対する松山地方裁判所平成二十年(フ)第五九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二〇九、三五四、三四八円

一、配当することのできる金額
金二七、三四八、一一八円

平成二十一年十一月二十六日
松山市三番町五丁目六番地一一　三番町トキワビル四階　破産管財人　五葉　明徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区駒込四丁目一五番地、最後の住所埼玉県鳩ヶ谷市南七丁目二五番二〇号グリーンミユキ鳩ヶ谷二〇三号
被相続人　亡　今榮　巧次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号ニチモビル五〇一号室
相続財産管理人　森脇　志郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市明知町五九六番地、最後の住所愛知県岩倉市北島町二本木七番地ケアハウスいわくら　被相続人　亡　森　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号住友商事名古屋丸の内ビル九階
相続財産管理人　弁護士　山田　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市藤江一五五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル六階　相続財産管理人　竹森　茂夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市北条町北条九五八番地、最後の住所兵庫県高砂市北浜町西浜一一八三番地の七　被相続人　亡　十河　定

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
神戸市須磨区月見山本町二丁目五番一号マルシマライフ二〇二号
相続財産管理人司法書士　後藤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大物町二丁目三番地、最後の住所兵庫県尼崎市大物町二丁目四番二号
被相続人　亡　坂口　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階
相続財産管理人　津久井　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区小東山本町二丁目八六八番地一九二、最後の住所神戸市垂水区小東山本町二丁目一〇番二一号
被相続人　亡　宗政　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
事務所神戸市中央区中町通二―一―一八
日本生命神戸駅前ビル六階　白川・本郷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　本郷　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区大字馬出五七八番地、最後の住所福岡県福津市中央四丁目一二番七号
被相続人　亡　眞鍋　スミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
事務所広島県尾道市古浜町一番一号
相続財産管理人　司法書士　山本　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市大字矢留四八一番地二、最後の住所福岡県北九州市小倉北区黄金一丁目八番二九号
被相続人　亡　城田　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
福岡県北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル六階
相続財産管理人　弁護士　吉浦　初音

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区警弥郷三丁目七番地六、最後の住所福岡県福岡市東区貝塚団地一〇番一一〇四号　被相続人　亡　勝野　孝紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日
福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一〇番二六号重松第五ビル四〇一号
相続財産管理人　弁護士　吉田　純一

第12期決算公告

平成21年11月26日
熊本市新生二丁目2番10号
株式会社マリック
代表取締役　有森　一昭

貸借対照表の要旨

（平成21年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,290
	固定資産	11,320
	合計	32,610
負債及び純資産の部	流動負債	33,649
	固定負債	14,322
	資本金	△ 15,361
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	△ 35,361
	繰越利益剰余金	△ 35,361
	（うち当期純利益）	(1,300)
	合計	32,610

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十一年十一月二十六日
熊本市新生二丁目二番一〇号
株式会社マリック
代表取締役　有森　一昭